

議案第 5 0 号

専決処分した事件の承認について

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第10号

専決処分書

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市条例第20号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度」までに改める。

附則第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第10項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度」までに改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。